



文 法 第 5 5 号

平成 2 5 年 7 月 1 1 日

秋田市公文書管理委員会

会長 池 村 好 道 様

秋田市長 穂 積



秋田市公文書管理条例に基づく規則等の設定について（諮問）

秋田市公文書管理条例（平成 2 4 年条例第 5 8 号）第 2 9 条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

諮問事項

- 1 秋田市公文書管理条例施行規則（仮称）の設定
- 2 秋田市特定歴史公文書等利用規則（仮称）の設定
- 3 各実施機関の公文書管理規程の設定
- 4 その他適正な公文書等の管理等に必要な定めの設定

